



基発第 0327005 号
平成 21 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、的確な行政効果の把握及び事務簡素・合理化等に資するため、下記のとおり改正を行い、平成 21 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その取扱いについて遺漏なきを期されたい。

記

- 1 「労働基準局報告例規一覧」の改正
「労働基準局報告例規一覧」の一部を次のように改める。
「6. 補償課関係」「(1) 定期報告」「補 4 0 5」の項「報告期日」の欄中「5 月末日」を「7 月末日」に改める。
- 2 「補 5 0 4」の改正
「補 5 0 4 労災保険の情報の速報」の一部を次のように改める。
 - (1) 「2. 速報の方法」に次のように加える。
 - (4) 既に報告した案件について、その後の状況を報告する場合には、既に報告している内容については、省略して差し支えないこと。
 - (2) 「補 5 0 4 労災保険の情報の速報 (その 1 の 1) 個別事案に関する情報」を別紙 1 のとおりとする。
 - (3) 「補 5 0 4 労災保険の情報の速報 (その 1 の 2) 個別事案に関する情報」を別紙 2 のとおりとする
 - (4) 「補 5 0 4 記載要領」「1. 様式その 1 の 1 及びその 1 の 2 (個別

事案に関する情報)」の項「(4)所属事業場」中「労働名数」を「労働者数」に、同項「(8)新聞報道、陳情等の主な内容」中「なお、新聞報道については、そのコピーを添付することとし」を「また」に改め、同項に次のように加える。

(10) 新聞、テレビ等で一般に報道された事案については、上記(1)、(3)の「氏名」、(4)の「名称」、(6)及び(8)を記載すれば足り、報告の際には、関連記事の写しを添付すること。

(11) 速報を要する事案に関連して報道機関から取材を受けた場合には、新聞、テレビ等で一般に報道される可能性が高い事案について報告すれば足りること。また、当該事案について報告する場合には、上記(10)と同様に取材目的等を記載して差し支えなく、報告の際には、取材対応記録を添付すること。

補504 労災保険の情報の速報

(その1の1) 個別事案に関する情報

局名		署名	
----	--	----	--

件名			
----	--	--	--

被災労働者	氏名			所属事業場	名称		
	性別・年齢				所在地		
	職種				業種		
	生死の別				労働者数	男	女

事案の概要					

処理経過等	傷病発生年月日	把握の端緒	請求年月日	決定(裁決)年月日	決定の内容

決定の主な理由(又は争点等)					

新聞報道、陳情等の主な内容					

集団発生のおそれ又は全国的に波及することが予想される事案について、その事情			今後の措置		

報告年月日		報告担当者氏名	
-------	--	---------	--

補504 労災保険の情報の速報

(その1の2) 個別事案に関する情報

局名		署名	
----	--	----	--

件名							
疾病の種類別	(イ) 電離放射線障害（すべてのがん及び原子力発電所における業務に係るもの） (ロ) ダイオキシン類による疾病 (ハ) 上記以外のがん（労基則別表第1の2第7号に例示的列挙したがん以外のもの。ただし、じん肺合併肺がんを除く。） (ニ) 新しい疾病（有害性の明らかでない物理的因子、作業態様、化学物質による疾病等）						
被災者	氏名	(男・女)		所属事業場	名称		
	生年月日	明・大・昭 年 月 日			所在地		
	職種				業種		
	生死の別	生死 (年 月 日)			労働者数	男 名、女 名、計 名	
事案の概要	発症年月日		請求年月日		把握の端緒		

その他	(新聞報道、陳情等の状況、療養状況等)						

今後の措置							
	報告年月日		報告担当者氏名				